

岩手県告示第458号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年6月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年5月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社中孫商店
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町上町東1番1号
 - ウ 代表者の氏名 中村イセ
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7100号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年4月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年5月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 カシワギ建築
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市小久慈町第26地割12番地1
 - ウ 代表者の氏名 柏木廣一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7194号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年5月23日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年5月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社エイワ
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大字平田第3地割61番地24
 - ウ 代表者の氏名 佐々木政治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8763号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年5月28日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年5月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ヒルトホーム
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市城西町10番20号
 - ウ 代表者の氏名 主濱正彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20006号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年5月2日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成26年5月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 トラストテック株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三ツ割五丁目1番37号

ウ 代表者の氏名 佐々木知恵子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第20710号

(3) 処分の内容 電気通信工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年4月11日付けで電気通信工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。